

技術職員名簿

審査基準日時点の満年齢を記入

項番 3 5
数 8 1 0 0 1 頁

前年に申請した技術職員名簿から資格が変更された者は「(変更)」と記入

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1	○	高崎 花子	昭和63年10月3日	35	8 2 0 5	0 1 2						0
2		高崎 太郎	昭和59年12月4日	39	8 2 0 1	2 4 2		2 9 2	1 4 2		(変更)	0
3		豊後 次郎	昭和41年4月12日	57	8 2 0 1	0 2 2						0
4		豊後 太郎	昭和40年9月10日	58	8 2 0 1	1 3 1		0 5 1	1 3 1		第00123456	30
5					8 2							
6					8 2							
7					8							
8			年 月 日		8 2							
9			年 月 日		8 2							
10			年 月 日									
11			年 月 日									
12			年 月 日									
13			年 月 日									
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18	技術職員名簿の確認項目											
19	1. 追加職員等の確認											
20	・前年度申請書と氏名、生年月日、業種コード及び有資格区分コードを比較、新たに職員の追加や資格の追加があれば、資格の証明書類の添付を確認する。											
21	・新たに追加された職員については、決算日時点で「6ヶ月と1日以上」の雇用関係があり、在籍しているかを確認する。(原則として社会保険関係書類にて確認するため、該当する場合は前年度の社会保険関係書類も添付すること。)											
22												
23												
24	2. 常勤性確認											
25	・その他の審査項目(社会性等)の項目、健康保険及び厚生年金保険加入の有無が加入有の場合は、常勤性確認として全員が保険に加入しているか確認する。健康保険について被扶養者となっている者は評価の対象としない。											
26												
27	・加入無し又は適用除外の場合は、賃金台帳、出勤簿等により常勤性を確認する。代表者、事業主、取締役についても技術職員名簿に記載がある場合は、常勤性を確認する。											
28	※解体工事に係る技術者の経過措置は令和3年6月30日までで終了しました。経過措置終了以降、技術者の経過措置コード(例:2級土木施工:214→21D)の使用はできません。											
29												
30			年 月 日		8 2							

過去の経営規模等評価申請書の技術職員名簿に記載されておらず、今回の審査基準日で初めて技術職員名簿に記載された者(審査基準日以前6か月と1日以上以上の恒常的な雇用関係が必要)について「○」を付す。
なお、評価の対象は、35歳未満の技術職員のみ

「CPD単位内訳一覧表」の「経営での換算単位数」と一致
CPD単位取得数=CPD認定単位÷各認定団体の定数(告示別表第18)×30
上限は30とし、計算結果が30を超えた場合は30とする。(小数点第一位切り捨て)

申請する業種について、次の①から③の要件を全て満たす場合は「1」を、それ以外の場合は「2」を記入する。
①法第15条第2号イに該当する者であること(1級国家資格者相当)
②監理技術者資格者証の交付を受け、有効期間内であること
③審査基準日時点で、法第26条の4から6の規定による講習の有効期限内であること
(※講習を受講した日の翌年の1月1日から5年間 R4.8.15~改正)